

生徒の皆さんへ

新しくできた「いじめに関するきまり」を知っていますか

令和2年12月25日に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」ができました。これは、新潟県内の全ての子供達が、楽しく、充実した生活を送り、光り輝く未来となることを願い、県民が一丸となって社会全体でいじめを防止することを目的に作られました。

1 「いじめ」とは何でしょうか？



いじめ防止対策推進法

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「ひやかし」や「いじり」のつもりであっても、**相手が嫌な気持ちになれば、それは「いじめ」**です。

2 条例の特徴

この条例は、平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」に基づいていますが、いくつかの特徴があります。

特徴1 新たに「いじめ類似行為」を加えたこと（第2条2項）

第2条の2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

ポイント

この場合も、いじめと同様に扱い、「いじめ類似行為」を行った生徒に対して、学校は指導します。皆さん一人ひとりが、「このことを〇〇さんが知ったらどう思うだろうか」と考えて、行動することが大切です。

特徴2 「生徒の役割」を明記したこと（第9条）

第9条 児童等は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 児童等は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

ポイント

生徒の皆さんは、インターネットを通じて送信される情報がどのようなもので、どんな特徴があるのか等を理解しなければなりません。

特に、インターネット上で公開された書き込みや個人情報などは、一度拡散してしまうと、完全に削除するのが不可能であることの怖さを十分に理解しなければなりません。

(これを「デジタルタトゥー」といいます)

また、SNS等で交わされる誹謗中傷等については、それを見つけた者からの通報が頼りです。いじめの傍観者にならず、先生や保護者、相談窓口等を通じて相談してください。



特徴③

インターネットを通じて行われるいじめ等の対策（第13条）

ポイント

「いじめ防止対策推進法」が制定された平成25年に比べて、インターネットを通じたいじめが多くなっています。インターネットはとても便利なツールです。皆さんがルールを守って利用することが大切です。

各学校では、SNSなどのインターネットを通じて行われるいじめ等を未然防止・早期発見するために、SNS教育プログラムなどの様々な授業が行われています。そこで学んだことを生かして、みんなが楽しく過ごせるように心掛けましょう！



いじめは「自分らしく生きる権利(人権といいます)」をうばう行為です。この条例は、いじめ防止対策推進法と同様に、すべての生徒がいじめの被害者にも、加害者にもならないためのものであり、みなさん一人一人が相手の立場を考慮して行動することが重要です。今までと同様に「いじめをしない、見逃さない、許さない」気持ちを大切にしていきましょう。

条例は新潟県のホームページからダウンロードできます

トップページ > 分類でさがす > 県政情報 > 議会 > 新潟県議会 > 議員提案による政策条例 > 議員提案による政策条例 > 新潟県いじめ等の対策に関する条例
(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/gikai/jorei-ijime.html>)

新潟県教育庁生徒指導課